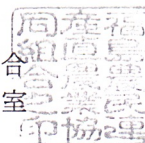


分析No. 11200606
分析終了日 2011年11月05日

分析成績書

食品の放射能測定

福島農民連産直農業協同組合
放射線測定室



食品の放射能測定結果

分析報告書に記載した方法で、試料について、放射性ヨウ素(I-131)および放射性セシウム(Cs-137, Cs-134)の分析をおこなった結果は以下の通りである。単位は、いずれもBq/kg。

分析依頼者	農事組合法人須賀川産直センター			試料受領日	2011年10月29日
				検査実施日	2011年11月2日
分析依頼試料	玄米コシヒカリ(吉田幸一) 須賀川市森宿			実施時刻	12時15分
				測定時間	20分間
測定装置	CAN-OSP-NAI	測定容器	V-11容器	試料重量	0.814kg
測定項目	測定結果(Bq/kg)*1		基準値(Bq/kg)*3*4	検出限界(Bq/kg)*2	
放射性ヨウ素 I-131	不検出		本法に設定なし	12	
放射性セシウム Cs-137	不検出	不検出	500	20	
放射性セシウム Cs-134	不検出			21	

*1 N.D.は不検出の意。検出限界以上の検出が認められなかったことを示す。

*2 検出限界は、本法で検出できる限界量を示す。この数値より小さいレベルでの汚染などは検出することができないためN.D.(不検出)となる。

*3 食品についての基準値は原子力災害時における飲食物摂取制限に関する指導による。放射性ヨウ素(I-131)は、飲料水、牛乳・乳製品で300Bq/kg、野菜類(根菜・芋類を除く)で2000Bq/kg。放射性セシウム(Cs-137, Cs-134)は、飲料水、牛乳・乳製品で200Bq/kg、野菜類(根菜・芋類を除く)で500Bq/kg、穀類で500Bq/kg、肉、卵、魚介類、その他で500Bq/kg。

*4 放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び暫定許容値については、農林水産省通知「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について(平成23年8月1日)」による。肥料・土壌改良資材・培土で400Bq/kg、牛・馬・豚・家きん等用飼料で300Bq/kg、養殖魚用飼料で100Bq/kg。

本報告書および成績書は送付いただいた試料についてのみ有効となります。製品全てを保証するものではありません。本報告書および成績書の一部、または全部を無断で複写・転載することを禁じます。報告書に押印のないものまたは、訂正のあるものは無効となります。